

1. 2020年東京大会の正式名称

第32回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京2020パラリンピック競技大会

2. 2020年東京大会の目的

2.1 大会ビジョン

2020年東京大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 東京都長期ビジョン

東京都は、2014年12月に策定した「東京都長期ビジョン」において、世界一の都市・東京の実現に向けて、まず取り組むことは、「史上最高のオリンピック・パラリンピックの実現」であり、大会の成功だけでなく、大会開催を起爆剤として、都市基盤の充実など、更なる発展を遂げるとともに、ソフト・ハード両面でレガシーを次世代に継承し、都民生活の向上につなげるとしている。

また、大会終了後も、都民に夢や希望を与え、幸せを実感できる都市であり続けるために、「課題を解決し、将来にわたる東京の持続的発展の実現」にも取り組むとしている。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）実施段階環境アセスメント（以下、「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「東京都長期ビジョン」を参照し進めていく。

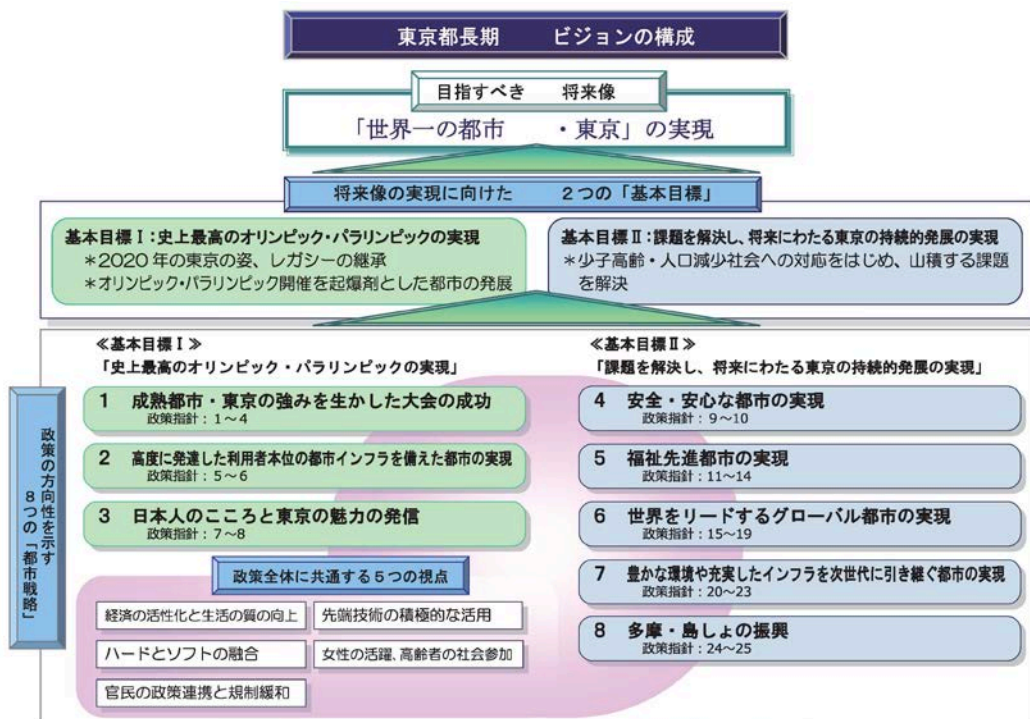


図 2.2-1 東京都長期ビジョンの構成

3. 2020年東京大会の概要

3.1 大会の概要

2020年東京大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック28競技、パラリンピック22競技の予定である。

3.2 2020年東京大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画」の中で、2020年東京大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外にも含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとしている。大会組織委員会は、街づくり・持続可能性について進めていくアクションとして、下記のことを例示している。

なお、アクションについては、2016年中期にとりまとめる「アクション&レガシープラン」において明確化するとしている。

(1) 大会関連施設の有効活用	(アクションの例) ①周辺地域の街づくりとの連携や大会後の有効活用を想定した大会関連施設の整備 ②仮設施設に用いられた資材、設備等の後利用の積極的な検討
(2) 誰もが安全で快適に生活できる街づくりの推進	(アクションの例) ①アクセシビリティを重視した競技施設や選手村の整備 ②交通機関や公共施設等のバリアフリー化の推進 ③多言語対応の推進による外国人旅行者の言葉の壁の解消 ④会場周辺等の道路、鉄道等の交通インフラや空港・港湾等の整備・充実 ⑤会場周辺等における良好な景観、魅力ある公園、緑地や水辺等の保全・創出 ⑥大会期間中の災害やテロ、サイバー攻撃等を想定した、官民一体となったセキュリティ体制の構築と治安基盤の強化 ⑦センター・コア・エリア内、競技会場周辺、主要駅周辺の道路、緊急輸送道路等の無電柱化の推進
(3) 大会を契機とした取り組みを通じた持続可能性の重要性の発信	(アクションの例) ①3R (Reduce, Reuse, Recycle) の徹底や、燃料電池車、再生可能エネルギーといった環境技術の活用など大会の準備や運営への持続可能性の反映 ②大会での取組をモデルとした更なる省エネルギー化の推進 ③路面温度の上昇を抑制する機能をもつ舗装の整備など、選手や観客への暑さ対策の推進 ④水素などスマートエネルギーの導入に係る取組の推進

4. 選手村の概略

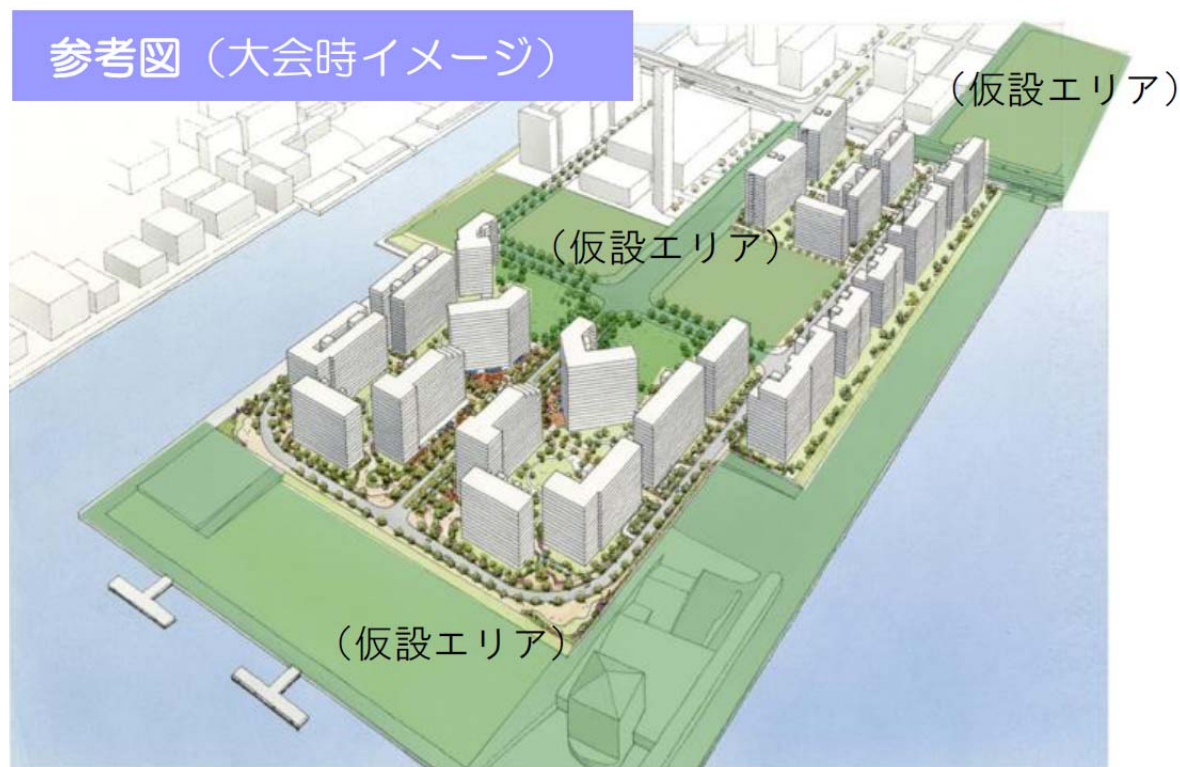
4.1 選手村の概要

本評価書の対象である選手村の概要は、図4-1に示すとおりである。

選手村は、急速に開発が進んでいるウォーターフロントである晴海ふ頭に位置しており、2020年東京大会の地理的な中心にあるとともに大会コンセプトの中心である。

選手村には、表4-1に示すとおり、選手の宿泊施設のほか、様々な利用者を想定した施設を建設する予定であるが、現時点では施設の諸元等は未確定である。また、宿泊施設については、大会期間中に一時使用した後に住居等として生まれ変わる計画となっている。

「東京都長期ビジョン」（平成26年12月 東京都）では、選手村は「スマートエネルギー都市のモデル実現を目指すとともに、水素エネルギーの活用をはじめとした取組により、持続的発展が可能な都市像を国内外に提示する。」こととしている。また、再生可能エネルギーや中央清掃工場の排熱等の未利用エネルギーの活用に向けて、今後、地元区等と協議しながら計画策定段階から検討を進めていく。なお、選手村の後利用をはじめとしたオリンピック・パラリンピックを契機とする開発需要等、恒常的な需要に対応するため、都心と臨海副都心とを結ぶBRTの整備に向けた具体的な検討を行っている。



出典：「選手村 大会終了後における住宅棟のモデルプラン」
(平成26年12月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局、都市整備局)
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2014/12/20ocja00.htm>

図4-1 選手村の概要

表 4-1 選手村の内容の概要

項 目	内 容
会 場 エ リ ア	東京都中央区晴海四、五丁目地内
用 途 地 域	商業地域、準工業地域
会 場 面 積	約44ha（陸域）
主 要 用 途	選手宿泊施設等
工 事 予 定期間	工事期間：平成28年度～平成32年度
使用予定年度	平成32年度

4.2 （仮称）晴海五丁目西地区開発計画の概要

大会期間中の宿泊施設については、（仮称）晴海五丁目西地区開発計画として整備する住宅棟（板状）を選手等宿泊施設として一時使用する計画となっている。大会開催後は、（仮称）晴海五丁目西地区開発計画として住宅棟（超高層タワー）及び商業棟を大会開催後に整備し、表4-2に示すとおり住宅棟（板状）も含めて恒久的な住宅等として利用される計画となっている。

（仮称）晴海五丁目西地区開発計画は、住宅棟（板状）及び住宅棟（超高層タワー）を含めた住宅戸数が約5,950戸となることから、東京都環境影響評価条例の対象事業であるため、別途、条例に基づく環境影響評価を実施している（評価の結論は、資料編p.10～12参照）。

本評価書は、（仮称）晴海五丁目西地区開発計画として整備する住宅棟（板状）を一時使用する計画の宿泊施設について、東京都環境影響評価条例の対象とならない環境影響要因や環境影響評価項目を対象に環境影響評価を実施したものである。

表4-2 （仮称）晴海五丁目西地区開発計画の概要

項 目	内 容
計 画 地	東京都中央区晴海五丁目地内
用 途 地 域	商業地域、準工業地域
事業区域面積	約180,000m ²
敷地面積	約133,900m ²
建築面積	約47,400m ²
延床面積 ^{注)}	約677,900m ²
最高高さ	約180m（180m以下）
住宅戸数	約5,950戸
主要用途	住宅、商業等
工事予定期間	I期工事期間：平成28年度～平成31年度 II期工事期間：平成32年度～平成35年度
供用予定年度	平成36年度（最終供用分）

注) 延床面積は建築物の各階の床面積の合計であり、容積対象ではない駐車場等の床面積も含む

5. 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成26年2月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や会場エリア及び周辺の状況を考慮したうえで、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表5-1(1)及び(2)に示すとおりである。

表5-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 土壌	<p>(仮称)晴海五丁目西地区開発計画地に過去に指定作業場が存在していた。また、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画については、3,000m²以上の敷地内の土地の改変に該当することから、土壌汚染対策法第4条（平成14年法律第53号）第4条及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）（以下、「環境確保条例」という。）第117条に基づく手続きを行い、土地利用の履歴から土壌汚染のおそれがあると考えられるエリアにおける土壌汚染状況調査の結果、土壌溶出量及び土壌含有量ともに定量下限値を下回っており、土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合していた。</p> <p>また、工事中に汚染土壌が確認された場合には、土壌汚染対策法及び環境確保条例に則り、汚染物質の種類、汚染土壌の量等を明らかにし、関係機関と調整を行ったうえで適切な飛散・拡散の防止対策をとった汚染拡散防止措置を実施するとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。</p> <p>以上のことから、評価の指標（「土壌の汚染に係る環境基準について」に基づく環境基準、土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定に係る基準及び環境確保条例に基づく汚染土壌処理基準）を満足するものとする。</p>
2. 生物の生育・生息基盤	<p>(仮称)晴海五丁目西地区開発計画地は、隅田川改良工事の第三期工事期の付帯事業として昭和初期に造成が完了した埋立地であり、計画地内の大部分が人工構造物（アスファルト舗装）や人工裸地で被覆され、植物群落は植栽樹林群等がわずかに分布しているのみであるため、事業の実施に伴う生物・生態系の賦存地の改変の程度は小さいと考える。</p> <p>以上のことから、生物・生態系の賦存地の現況は維持され、評価の指標（生物・生態系の賦存地の現況）は満足するものとする。</p>
3. 生物・生態系	<p>(仮称)晴海五丁目西地区開発計画地は、隅田川改良工事の第三期工事期の付帯事業として昭和初期に造成が完了した埋立地であり、計画地内の大部分が人工構造物（アスファルト舗装）や人工裸地で被覆され、植物群落は植栽樹林群等がわずかに分布しているのみであるため、事業の実施に伴う生物・生態系への影響は小さいと考える。また、事業の実施にあたっては、(仮称)晴海五丁目西地区開発計画地内のオープンスペース等に高木、低木や地被類を植栽することを検討する。</p> <p>以上のことから、生物・生態系の現況は維持され、評価の指標（生物・生態系の現況）は満足するものとする。</p>
4. 廃棄物	<p>[建設発生土・建設汚泥の発生量]</p> <p>建設発生土については、受入れ機関の受入れ基準への適合を確認した上で場外搬出することにより適正な廃棄物処理を行い、建設汚泥については、場外に搬出して産業廃棄物として処分する計画とする。</p> <p>以上のことから、建設リサイクル法等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことにより、評価の指標を満足するものとする。</p> <p>[建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量]</p> <p>建設工事に伴い生じる建設廃棄物については、分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る等、建設リサイクル法等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことにより、評価の指標を満足するものとする。</p>
5. エコマテリアル	<p>建設工事にあたっては、「平成27年度東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（平成27年4月東京都）に基づき、建設資材等の環境物品等の調達や環境影響物品等の使用抑制を図るとともに、特定建築者制度¹により実施する工事においても「東京都建設リサイクルガイドライン（民間事業版）」（平成23年6月 東京都）を踏まえた協力のもと実施することから、エコマテリアルの利用が図られると考える。</p> <p>以上のことから、エコマテリアルの活用が図られ、評価の指標（標準的なエコマテリアルの活用水準）を満足するものとする。</p>

¹ 選手村整備のうち、宿泊施設の建築物を建設する(仮称)晴海五丁目西地区開発計画の整備手法については、都が施行主体として一元的な工程管理と総合的なまちづくりが可能な市街地再開発事業を実施し、施行者以外の者（民間事業者）が施設建築物の建築主体となる特定建築者制度を活用して、建物の整備を進めていく予定である。

表 5-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 温室効果ガス	<p>建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量は、約 3,100t-CO²/年と予測する。</p> <p>工事の実施にあたっては、不必要なアイドリングの防止を徹底することで、温室効果ガス排出量を削減するよう努める。</p> <p>以上のことから、建設工事に伴い生じる環境への負荷の削減を図り、評価の指標（東京都が策定している温室効果ガスに関する目標、計画、対策等）は満足するものと考える。</p>
7. エネルギー	<p>建設機械の稼働に伴うエネルギー使用量は、約 45,000GJ/年と予測する。</p> <p>工事の実施にあたっては、不必要なアイドリングの防止を徹底することで、エネルギー使用量を削減するよう努める。</p> <p>以上のことから、建設工事に伴い生じる環境への負荷の削減を図り、評価の指標（国が策定しているエネルギーに関する目標、計画、対策等）は満足するものと考える。</p>
8. 移転	<p>計画地内は、全て都有地である。主な土地利用は、屋外利用地・仮設建物、公園、運動場等、未利用地等となっており、住宅・店舗等の移転は発生しない。</p> <p>なお、運動場については、東京都本来の利用目的等に使用するまで、都有地を中央区に1年ごとに貸付けを行い、中央区が晴海運動場として使用していたが、2020年東京大会の選手村整備にあたり、平成27年4月1日に使用を終了した。</p> <p>東京都としては、使用できなくなる時期が明確となった時点で中央区に周知し、代替施設についての情報提供を行うなど、中央区の取組への支援を行った。</p> <p>以上のことから、評価の指標（契約内容等に基づいた対応を行うに際して可能な限りの配慮をはかること）は満足するものと考える。</p>
9. 交通渋滞	<p>工事用車両台数が最大となる時期における工事用車両の割合は、1～3%と考える。</p> <p>以上のことから、周辺交通量に対して工事用車両が増加するが、工事用車両の走行に際しては、走行ルート分散化、工事工程の平準化や施工計画の検討、海上輸送の可能性の検討、工事用車両の出入口に交通整理員を配置する、市街地での待機や違法駐車禁止の徹底等、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないよう十分な配慮を行いつつ、工事を実施することから、評価の指標（交通流の現況）は満足するものと考える。</p>
10. 公共交通へのアクセシビリティ	<p>最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、これらの状況は維持されるものと考える。</p> <p>以上のことから、現況の歩車動線分離を著しく低下させることはなく、評価の指標（歩車動線分離の現況）を満足するものと考える。</p>
11. 交通安全	<p>最寄りの公共交通機関からのアクセス経路の大部分が、マウントアップ、ガードレール等の安全施設により歩車動線が分離されており、これらの状況は維持されるものと考える。</p> <p>以上のことから、現況の歩車動線分離を著しく低下させることはなく、評価の指標（歩車動線分離の現況）を満足するものと考える。</p>

6. 選手村に係る実施段階環境アセスメントの経過

選手村の実施段階環境アセスメントの経過は、表6-1に示すとおりである。

表 6-1 選手村の実施段階環境アセスメントの経過

実施段階環境アセスメントの経過	
環境影響評価調査計画書が公表された日	平成 26 年 3 月 28 日
意見を募集した日	平成 26 年 3 月 28 日～平成 26 年 4 月 16 日
都民等の意見	82 件 ^{注)}
調査計画書審査意見書が送付された日	平成 26 年 5 月 29 日
環境影響評価書案が公表された日	平成 27 年 3 月 26 日
意見を募集した日	平成 27 年 3 月 26 日～平成 27 年 5 月 9 日
都民等の意見	1 件
評価書案審査意見書が送付された日	平成 27 年 10 月 13 日

注) 環境影響評価調査計画書は、都内の全会場等を対象として意見募集を実施した。

